長井市森林整備計画変更計画書

計画期間 〔 自　令和　４年４月　１日
　　至　令和１４年３月３１日 〕

令和　４年３月 策　　定
令和　６年３月 一部変更

山形県長井市

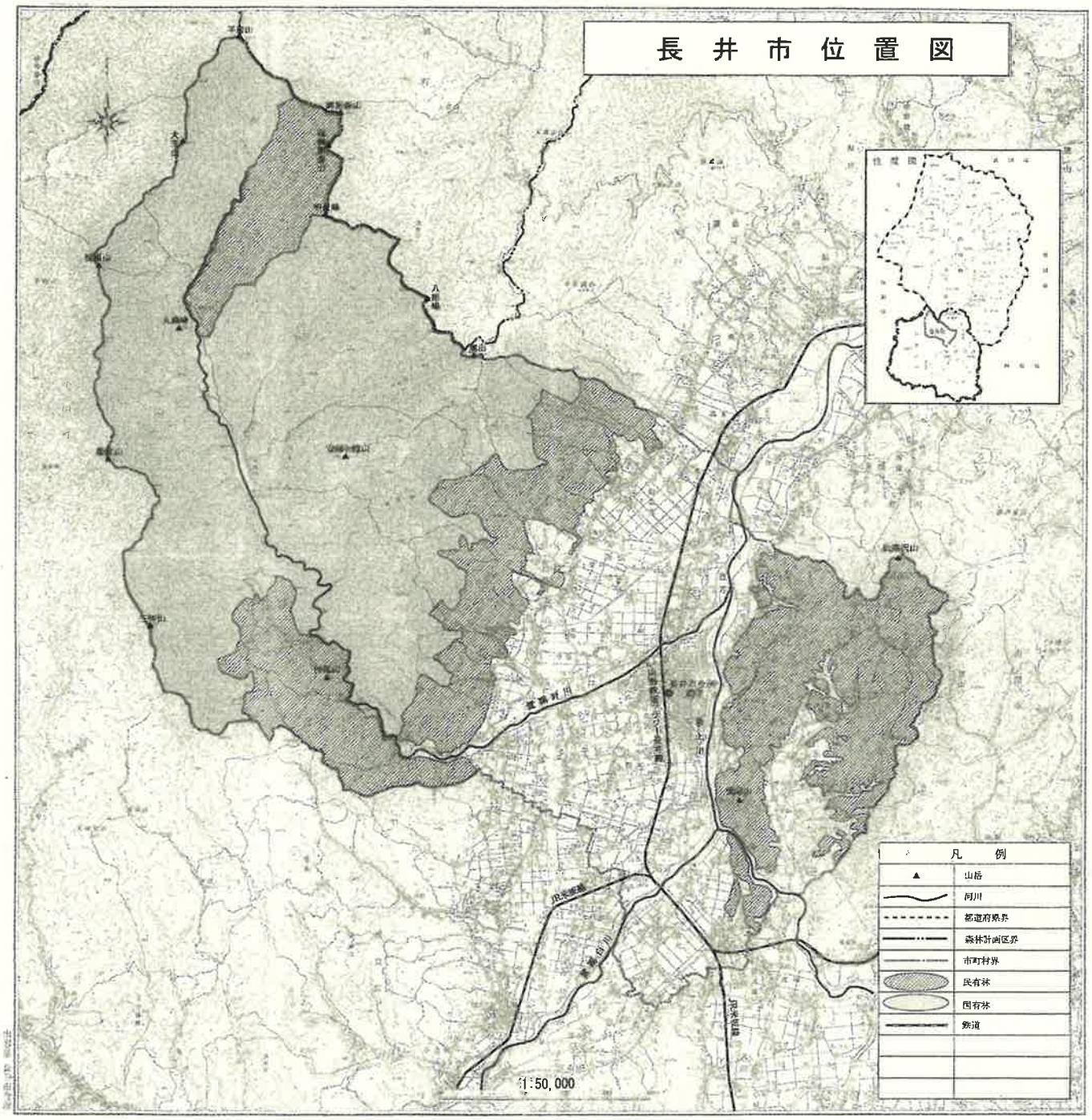
長井市位置図
凡例
山岳
河川
都道府県界
森林計画区界
市町村界
民有林
国有林
鉄道
1:50,000

目　　次

はじめに
１　市町村森林整備計画の概要 …… 1
（１）森林計画制度とは
（２）市町村森林整備計画とは
２　長井市森林整備計画の位置づけ …… 1
３　長井市森林整備計画策定について …… 2
４　重点的に推進する事項 …… 2

Ⅰ　伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項
１　森林整備の現状と課題 …… 2
２　森林整備の基本方針 …… 3
３　森林施業の合理化に関する基本方針 …… 6
４　その他必要な事項 …… 6

Ⅱ　森林の立木竹の整備に関する事項
第１　森林の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）
１　樹種別の立木の標準伐期齢 …… 6
２　立木の伐採（主伐）の標準的な方法 …… 6
３　その他必要な事項 …… 9

第２　造林に関する事項
１　人工造林に関する事項 …… 9
２　天然更新に関する事項 …… 11
３　植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項 …… 12
４　森林法第 10 条の 9 第 4 項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準 …… 13
５　その他必要な事項 …… 13

第３　間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準
１　間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法 …… 14
２　保育の種類別の標準的な方法 …… 15
３　その他必要な事項 …… 16

第４　公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
１　公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法 …… 16

２　木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき
森林の区域及び当該区域内における施業の方法 …… 18
３　その他必要な事項 …… 21

第５　委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項
１　森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針 …… 21
２　森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大を促進するための方策 …… 21
３　森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項 …… 21
４　森林経営管理制度の活用の促進に関する方針 …… 22
５　その他必要な事項 …… 22

第６　森林施業の共同化の促進に関する事項
１　森林施業の共同化の促進に関する方針 …… 22
２　施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策 …… 22
３　共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項 …… 22
４　その他必要な事項 …… 23

第７　作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項
１　効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び
作業システムに関する事項 …… 23
２　路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項 …… 23
３　作業路網の整備に関する事項 …… 24
４　その他必要な事項 …… 24

第８　その他必要な事項
１　林業に従事する者の養成及び確保に関する事項 …… 25
２　森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項…… 25
３　林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項 …… 26

Ⅲ　森林の保護に関する事項
第１　鳥獣害の防止に関する事項
１　鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法 …… 26
２　その他必要な事項 …… 26

第２　森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項
１　森林病害虫の駆除及び予防の方法 …… 26
２　鳥獣害対策の方法 …… 27
３　林野火災の予防の方法 …… 28
４　森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項 …… 28
５　その他必要な事項 …… 28

Ⅳ　森林の保健機能の増進に関する事項 …… 28

Ⅴ　その他森林の整備のために必要な事項
　１　森林経営計画の作成に関する事項 …… 28
　２　生活環境の整備に関する事項 …… 29
　３　森林整備を通じた地域振興に関する事項 …… 29
　４　森林の総合利用の推進に関する事項 …… 29
　５　住民参加による森林の整備に関する事項 …… 29
　６　その他必要な事項 …… 30

(附)参考資料

１．人工及び就業構造
　（１）年齢層別人口動態 …… 32
　（２）産業部門別就業者数等 …… 32
２．土地利用 …… 33
３．森林転用面積 …… 33
４．森林資源の現況等
　（１）保有形態別森林面積 …… 34
　（２）在市者・不在市者別私有林森林面積 …… 34
　（３）民有林の齢級別面積 …… 35
　（４）保有山林面積規模別林家数 …… 35
　（５）作業路網の現況 …… 35
５．市町村における林業の位置づけ
　（１）産業別総生産額 …… 36
　（２）製造業の事業所数、従業者数、現金給与総額 …… 36
６．林業関係の就業状況 …… 36
７．林業機械等設置状況 …… 37
８．林産物の生産概況 …… 37

・添付図面

長井市森林整備計画概要図［その１］
長井市森林整備計画概要図［その２］
長井市森林整備計画概要図［その３］
長井市森林整備計画概要図［その４］

１　市町村森林整備計画の概要

（１）森林計画制度とは

森林のもつ水源の涵（かん）養、山地災害の防止、自然環境の保全、木材などの林産物の供給等の多面的な機能を安定的、持続的に発揮するために、国、都道府県、市町村、森林所有者等が、それぞれの立場・段階で計画的・長期的な視点に立った森林に関する計画をたてる制度。

森林計画の体系（民有林）

森林・林業基本計画	政府がたてる長期的な計画（おおむね５年ごとに変更）
⇩	
全国森林計画	農林水産大臣がたてる１５年計画
⇩	
地域森林計画	都道府県がたてる１０年計画
⇩	
市町村森林整備計画	市町村がたてる１０年計画
⇩	
森林経営計画	森林所有者等がたてる５年計画

（２）市町村森林整備計画とは

市町村森林整備計画は、森林法第１０条の５に定められた森林を有する市町村が５年ごとに作成する１０年を一期とする計画であり、「市町村の森づくり構想」「森林施業の方法」「森林のゾーニング」「路網計画」等を定める長期的な視点に立った地域の森林づくりの構想である。

２　長井市森林整備計画の位置づけ

本計画は、地域の実状や市民の求める森林の機能やニーズを反映した実行性のあるものにし、長井市の森林・林業におけるマスタープランである。

また、長井市のまちづくりの基本計画である「長井市第５次総合計画」との整合性を図っている。

計画期間は令和４年４月１日から令和１４年３月３１日までの１０か年計画であり、５年ごとに見直しを行っていく。

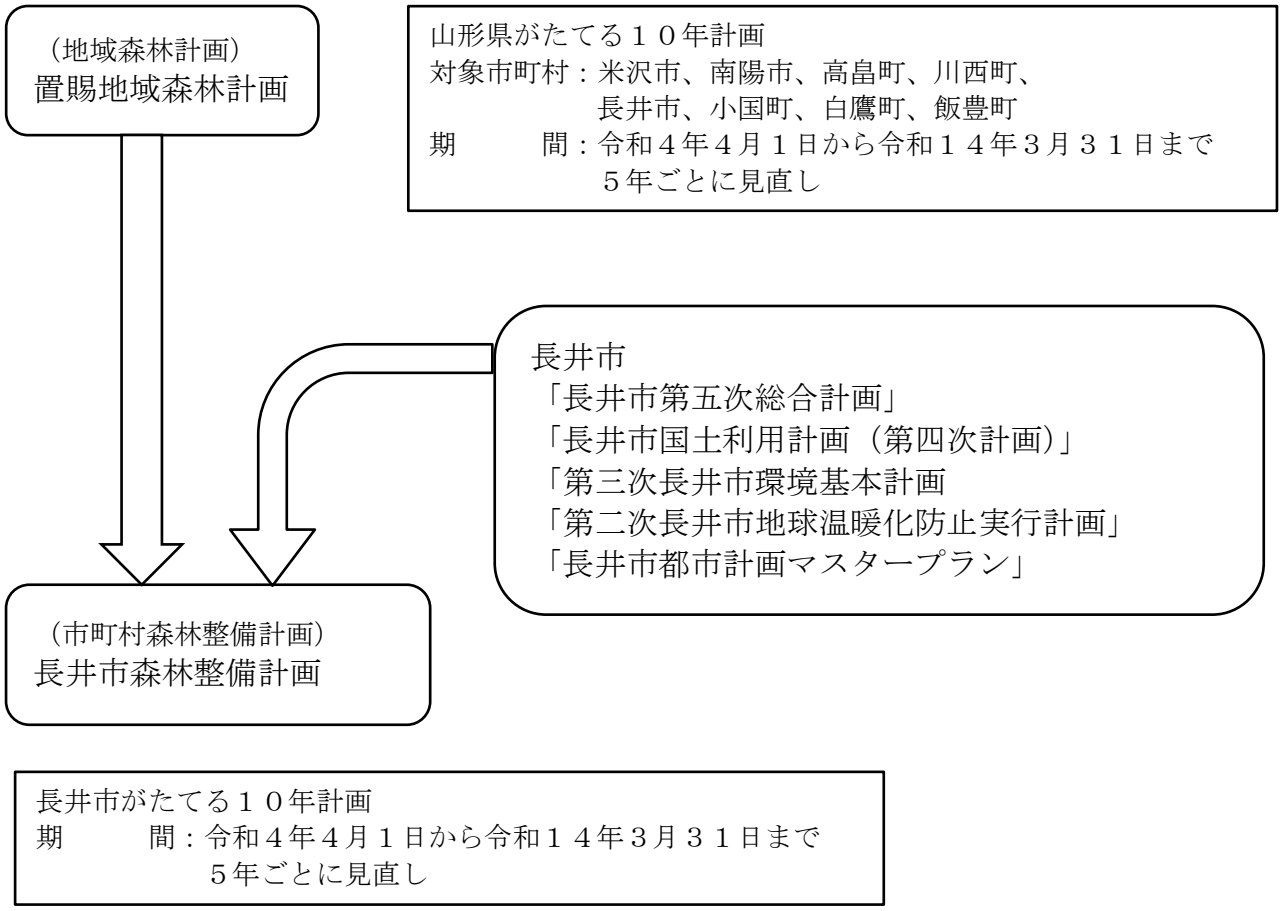

３　長井市森林整備計画策定について

本計画策定にあたっては、生産森林組合等関係機関から意見を徴し、令和４年２月４日から３月４日まで縦覧を行い策定したものである。

４　重点的に推進する事項

本市では森林の持つ多面的機能を最大限に発揮する健全で豊かな森林づくりを進め、林業振興を通じて地域の活性化を図るため、以下のＩからＶまでの５つの事項に積極的に取り組む。

Ｉ　伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

１　森林整備の現状と課題

本市は、山形県の西南部、西置賜郡のほぼ中央部に位置し、東は南陽市、西南は飯豊町・川西町に接し、西部一帯は、越後山脈の主軸をなす朝日山系のけわしい山岳地帯で、朝日祝瓶などの山々がそびえ、東部は出羽丘陵地帯に続く。この両山系の間を南より北に最上川が貫通し、朝日山系を源とする野川が市の中央部を流れ、飯豊山系を源とする白川は、市の南部で最上川に合流する。

本市の総面積約２１，４６７ｈａのうち森林が１４，６４５ｈａで約６８％が森林となっている。民有林の面積は５，７２２ｈａで、資源構成別では人工林１，６４８ｈａ（２８．８％）、天然林３，８８６ｈａ（６７．９％）、その他１８８ｈａ（３．３％）となっており、県（置賜地域）の人工林比率２９．９％と同等の値となっている。人工林については、保育等を必要とする４５年生以下が４６．５％を占めている。

民有林林道（自動車道）の開設延長は令和２度末現在１７路線２７，７５５ｍで林道密度（自動車道）は４．８５ｍ／ｈａとなっており、県（置賜地域）の４．１３ｍ／ｈａを上回っている。

森林経営計画については、林業の衰退等の影響や５年間にわたる資金の調達が困難等の理由から、認定を受けている林業関係団体は３団体で、森林の整備が後れている状況にある。今後、森林の有する公益的機能の高度発揮と持続的な森林経営の確立を図るため、県や森林組合等の関係団体と連携しながら、施業の集約化と路網整備の進展による低コスト作業システムの確立を推進していく必要がある。

２　森林整備の基本方針

（１）地域の目指すべき森林資源の姿

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、森林の生物多様性の保全及び地球温暖化防止に果たす役割並びに集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、適正な森林施業の面的な実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持増進を図ることとする。具体的な機能の区分としては、以下のとおりとする。

①「水源の涵（かん）養機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」（以下「水源涵（かん）養機能森林」という。）

②「土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」（以下「山地災害防止／土壌保全機能森林」という。）

③「快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」（以下「快適環境形成機能森林」という。）

④「保健・文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」（以下「保健文化機能森林」という。）

⑤「木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」（以下「木材等生産機能森林」という。）

なお、本市の森林資源構成等を踏まえ、各機能の発揮が期待される森林の姿は次の表のとおりとする。

区分	発揮を期待する機能	森林の望ましい姿
①水源涵（かん）養機能森林	水源涵（かん）養機能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。
②山地災害防止 ／土壌保全機能森林	山地災害防止機能 ／土壌保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林。
③快適環境形成機能森林	快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林。

④保健文化機能森林	保健・レクリエーション機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林。
	文化機能	史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されているなど、精神的・文化的・知的向上等を促す場としての森林。
	生物多様性保全機能	原始的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育･生息する渓畔林等、その土地固有の生物群集を構成する森林。
⑤木材等生産機能森林	木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の生産基盤が適切に整備されている森林。

（２）森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

（１）で掲げる森林の有する機能について、それぞれの機能に対して維持増進を図るため、森林施業を推進すべき森林整備及び保全の基本方針について下記表のとおり定めることとする。

発揮を期待する機能	森林整備及び保全の基本方針
①水源涵(かん)養機能	ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地、渓流等の周辺に存する森林においては、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。 また、自然条件や市民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進することとする。 長井ダム等の利水施設上流部等において、水源涵(かん)養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。

②山地災害防止／土壌保全機能	山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊その他山地災害の防備を図る必要のある森林においては、災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、自然条件や市民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。 集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、渓岸の浸食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。
③快適環境形成機能	市民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林においては、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。 また、快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防雪等に重要な役割を果たしている森林の保全を推進することとする。
④保健・レクリエーション機能	観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、市民の保健・教育的利用等に適した森林においては、市民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や市民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。 また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。
⑤文化機能	史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林においては、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。 また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。
⑥生物多様性保全機能	全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることを踏まえ、森林生態系の不確実性（森林生態系がいつ・どこで・どのように変化するか想定できないこと）を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、伐採や自然の攪乱などにより時間を通じて常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件等に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林が相互に関係しつつ発揮される森林を目指すこととする。とりわけ、原始的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する渓畔林などの属地的に機能の発揮が求め

	られる森林においては、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。 　また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。
⑦木材等生産機能	林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林においては、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行うことを原則とする。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

３　森林施業の合理化に関する基本方針

　適切な森林整備を行うため、森林施業の団地化と森林経営計画の策定を進め、集約化による施業の確実な実施を図ることとする。また、市・県・森林管理署・森林所有者・森林組合等の林業事業体との相互連携を図り、森林施業の集約化を進めながら森林経営計画策定による経営規模の拡大を促進し、低コストで効率的な森林施業のため、作業路網の整備や機械化の促進を図るものとする。

４　その他必要な事項

　該当なし

Ⅱ　森林の整備に関する事項

第１　森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

１　樹種別の立木の標準伐期齢

　主要樹種について、平均成長量が最大となる林齢を基準に、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して、標準伐期齢を次表のとおり定めることとする。

樹種別の立木の標準伐期齢

地　域	樹　　種					
	ス　ギ	マツ類	カラマツ	その他針	広　葉　樹	
					用　材	その他
市全域	５０年	４５年	４０年	５５年	７５年	３０年

※　標準伐期齢は、立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであるが、標準伐期齢に達した時点での伐採を促すものではない。

２　立木の伐採（主伐）の標準的な方法

　立木の伐採（主伐）の標準的な方法は、置賜地域森林計画に定める標準的な方法に関する指針に基づき、森林の有する多面的な機能の維持増進を図ることを基本とし、気象、地形、地質、土壌その他の自然条件のほか車道や集落からの距離等といった社会的条件、地

域における既往の施業体系、樹種の特性、木材の需要動向、森林の構成などを勘案して定めることとする。

また、伐採跡地が連続しないように、伐採跡地間は主林木又は周辺森林の成木の樹高程度の間隔をあけることや、伐採の対象とする立木については標準伐期齢以上を目安として選定することを標準とするほか、立木の伐採・搬出に当たっては、「山形県森林作業道作設指針」により、作設に伴う土砂の流出等を未然に防止するとともに、伐採後の植栽や適切な管理による天然更新の確保、保護樹林帯の設置による生物多様性の保全を考慮した方法とすることとする。さらに、近年の森林に対する国民の要請を踏まえ、花粉発生源対策を加速化するため、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を促進する。なお、立木の集材に当たっては、林地の保全等を図るため、地域森林計画第４の１（２）で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、現地に適した方法により行うものとする。

伐採方法別の留意点については、下記に掲げるところによるものとする。

●伐採方法

区分	標準的な方法
皆伐	皆伐は、主伐のうち択伐以外のものとし、皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、１箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね２０ヘクタールごとに保残帯を設け適確な更新を図ることとする。

区分	標準的な方法
択伐	択伐は、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものとする。 択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

施業の区分	標準的な方法
育成単層林	育成単層林にあっては、気象、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、人工造林又は、ぼう芽更新により高い林地生産力が期待される森林及び森林の有する多面的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林について、以下の事項に留意のうえ実施するものとする。 ①　主伐にあたっては、自然条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ１箇所当たりの伐採面積の規模、伐採箇所の分散に配慮するものとする。 また、林地の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置するものとする。 a　択伐による場合は、森林の生産力増進が図られる適正な林分構造に誘導するよう、適切な伐採率及び繰り返し期間とする。

<table>
<tr>
<td></td>
<td>
なお、択伐率については、材積に係る伐採率が３０％以下（伐採後に人工造林を行う森林については４０％以下）を標準とする。
ｂ　皆伐による場合は、適切な伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所の分散等に配慮する。

②　主伐の時期については、公益的機能の発揮との調和に考慮し、多様な木材需要に対応できるよう、地域の森林構成等を踏まえ、多様化、長期化を図ることとし、人工林の生産目標に応じた林齢で行うものとする。なお、人工林の標準的な施業体系における主伐時期の目安はおおむね次のとおりとする。
<table>
<tr><th>樹種</th><th>生産目標</th><th>期待径級（ｃｍ）</th></tr>
<tr><td rowspan="2">スギ</td><td>中径材</td><td>２８</td></tr>
<tr><td>大径材</td><td>３２</td></tr>
</table>
③　伐採跡地については、ぼう芽による更新が確実な林分を除き、適確な更新を図るため、適地適木を旨として、気候、土壌等の自然条件に適合した樹種を早期に植栽するものとする。

④　皆伐後に天然更新を行う場合は、１箇所当たりの伐採面積及び伐採箇所は①に準ずるものとし、更新を確保するため伐区の形状、母樹の保存等について配慮するものとする。また、ぼう芽による更新を行う場合は、林齢が高くなるほどぼう芽力がするので、伐期は３０年程度とし、優良なぼう芽を発生させるため、１１月から４月の間に伐採するとともに、ぼう芽の発生状況を考慮し必要に応じ、芽かき、植込みを行うものとする。
</td>
</tr>
<tr>
<td>育成複層林</td>
<td>
育成複層林施業にあっては、気象、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、人為と天然力の適切な組み合わせにより複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意のうえ実施するものとする。

①　主伐にあたっては、複層林状態の森林に確実に誘導する観点から自然条件を踏まえ森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うものとする。
また、自然条件、下木の生育条件等を踏まえ、帯状又は群状の伐採等の効率的な施業の実施についても考慮するものとする。
ａ　択伐による場合は、森林の生産力増進が図られる適正な林分構造に誘導するよう、適切な伐採率及び繰り返し期間とする。
なお、択伐率については、材積に係る伐採率が３０％以下（伐採後に植栽を行う必要がある森林は４０％以下）を標準とする。
ｂ　帯状又は群状択伐による場合は、適切な伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所の分散等に配慮するものとする。
</td>
</tr>
</table>

	c　天然更新を前提とする場合には、種子の結実や散布状況、天然稚樹の生育状況、母樹の保存等に配慮するものとする。 ②　更新を確保し成林させるため、地表処理，刈り出し、植込み等の更新補助作業等の施業を実施することが必要かつ適切な森林については、それぞれの森林の状況に応じた方法により施業を行うものとする。 ③　更新を確保し成林させるため、植栽を行うことが必要かつ適切な森林については、前記の育成単層林施業のうち植栽に係る更新についての留意事項に準じて施業を行うものとする。
天然生林	最小限の人為による森林の主伐に当たっては、気象、地形、土質等の自然条件、林業技術体系からみて、主として天然力を活用することにより、適確な更新及び森林の有する多面的機能の維持増進が図られ森林について、以下の事項に留意のうえ実施する。 ①　主伐にあたっては、前記の育成複層林施業の留意事項によるものとする。 ②　国土保全、自然環境の保全、種の保存等のために禁伐その他の施業を行う必要のある森林については、その目的に応じて適切な施業を行うものとする。
保安林及び保安林施設地区内の森林	保安林及び保安施設地区内の森林については、保全対象又は受益対象を同じくする森林ごとに制限の目的の達成に必要な施業を行うとともに森林生産力の維持増進が図られる施業方法によるものとする。

なお、立木の伐採に当たっては、以下のアからイまでに留意することとする。

ア　森林の生物多様性の保全の観点から野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保存等に努める。

イ　伐採後の的確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとする。

３　その他必要な事項

該当なし

第２　造林に関する事項

１　人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ的確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において皆伐する場合は植栽による更新を行うことを原則とする。

また、育成林を天然生林に転換することを目的として皆伐する場合は、後継樹が確実に確保できる場合にのみ行うことを原則とする。

（１）人工造林の対象樹種

置賜地域森林計画で定める人工造林に関する指針に基づき適地適木を旨とし、郷土樹種を含む幅広い樹種の人工造林を促すことを基本として、気候、地形、地質、土壌等の自然条件等を勘案して次のとおり定めるものとする。

人工造林の対象樹種	樹　種　名
針葉樹	スギ、アカマツ、カラマツ、
広葉樹	ケヤキ、ナラ、キハダ、ヤマザクラ、トチノキ、ブナ

なお、定められた樹種以外の樹種を植樹しようとする場合は、林業普及指導員又は市等と相談のうえ、適切な樹種を選択するものとする。また、特定苗木などの成長に優れた苗木や花粉の少ない苗木（無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木をいう）の確保を図るため、その増加に努めることとする。

（２）人工造林の標準的な方法

人工造林における植栽本数については、次に示す本数を標準として、多様な施業体系等を勘案して定めることとするが、効率的な施業実施の観点から、技術的合理性に基づき、現地の状況に応じた柔軟な植栽本数の選択について配慮することとする。

また、複層林化や混交林化を図る場合の樹下植栽について、それぞれの地域において定着している複層林や混交林に係る施業体系がある場合はそれを踏まえつつ、植栽本数を決定する。なお、定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員等と相談のうえ、適切な植栽本数を判断すべきものとする。

ア　人工林の樹種別及び仕立ての別の植栽本数

樹　　種	仕立て方法	植　　栽　　本　　数
ス ギ	中仕立て、密仕立て	２，０００～３，０００本／ｈａ

なお、スギ以外の樹種については、林地の生産力、立地条件等を考慮して定めることとする。

イ　その他人工造林の方法

人工造林は、次表に示す方法を標準として行なうものとする。

区　　分	標　　準　　的　　な　　方　　法
地拵えの方法	灌木類、笹等は出来るだけ地際より伐倒又は刈り払いし、発生した支障木等は植栽や保育作業の支障とならないように筋置き等で整理することとし、併せて気象害や林地の保全に配慮することとする。
植付けの方法	植え付けの方法は、十分な植穴を確保して植え込む方法で、植栽配列は正方形状を標準とする。なお、再造林の場合は、作業効率の向上等からコンテナ苗の活用や車両系伐出機械を活用した伐採と造林の一貫作業システムの導入に努めることとする。
植 栽 の 時 期	植栽時期は、春又は秋植えとするが、極力乾燥時期を避けるなど苗木の生理的条件及び地域の気象条件等を考慮のうえ、適期に植え付けるものとする。

（３）伐採跡地の人工造林をすべき期間

次表に示す期間内に、できるだけ早期に更新を完了するものとする。

区　　分	標　　準　　的　　な　　方　　法
伐採跡地の更新すべき期間	森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図るため、人工造林による植栽をするものについては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して、皆伐によるものについては原則２年以内、択伐によるものについては原則５年以内に更新を図ることとする。なお、将来にわたり育成単層林として維持する森林において皆伐する場合は植栽による更新を原則とする。更新にあたっては、「山形県における皆伐・更新施業の手引き」によることとする。また、育成林を天然生林に転換することを目的として皆伐する場合は、後継樹が確実に確保できる場合にのみ行うことを原則とする。

２　天然更新に関する事項

天然更新については前生稚樹の生育状況、母樹の存在等森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより的確な更新が図られる森林において行うこととする。

（１）天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	アカマツ、ブナ※、ナラ類※、ケヤキ※、クヌギ※ その他高木性広葉樹　　（※は、ぼう芽更新が可能な高木性樹種）

（２）天然更新の標準的な方法

天然更新の対象樹種については、天然更新すべき立木の本数、天然下種更新及びぼう芽更新の別に応じた天然更新補助作業の標準的な方法並びに伐採跡地の天然更新をすべき期間を次のとおり定めることとする。

ア　天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹　種	期待成立本数
アカマツ、ブナ、ナラ、ケヤキ、クヌギ その他高木性広葉樹	１６，６７０本／ｈａ以上 （ぼう芽更新や植え込みの場合は ６，６７０本／ｈａ以上）

※ 天然更新を行う際には、上記の本数に１０分の３を乗じた本数以上の本数（ただし草丈以上のものに限る）を更新するものとする。５年以内に更新が完了しない場合は植栽により更新を行うこととする。

イ　天然更新補助作業の標準的な方法

区　分	標 準 的 な 方 法
地表処理	ササや粗腐食の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所においては、かき起こし、枝条整理等の作業を行うこととする。
刈出し	ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について周辺を刈り払いすることとする。
植込み	天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽することとする。

芽かき	ぼう芽の発育状況等を考慮しながら、伐採後３年間程度は自然淘汰にまかせ、伐採後４～８年頃に優勢なものを１株３～５本を目安にぼう芽整理を行うこととする。

ウ　その他天然更新の方法

①　更新については、「山形県における天然更新完了基準」の７に準じた更新調査をもって６に掲げる更新が完了された状態を確認することとする。

②　更新調査の時期は、伐採後３年を経過した時点とし、その時点で更新が完了していないと判断された箇所については、伐採後５年を経過した時点に再調査を実施することとする。

③　調査の方法は、原則として標準地調査によるものとし、下表を目安に行うこととする。

天然更新対象地面積	標準地の数
０．５ｈａ未満	１箇所以上
０．５ｈａ以上１．５ｈａ未満	２箇所以上
１．５ｈａ以上３．００ｈａ未満	３箇所以上
３．００ｈａ以上１０ｈａ未満	４箇所以上
１０ｈａ以上	５箇所以上

※標準地の大きさの目安は、２ｍ１０ｍ＝２０㎡以上とする。

④　アの条件を満たす区域が全体の６割を下回る場合には、植栽若しくは追加的な更新補助作業を実施するよう指導するとともに、伐採を終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して７年を経過する日まで、確実な更新を図られるよう指導することとする。

（３）伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、伐採が完了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して５年以内とする。ただし、上記までに天然更新すべき本数が満たない場合は、伐採が完了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して７年を経過する日までに天然更新すべき立木の本数を満たすよう天然更新補助作業又は植栽を行うこととする。

３　植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

（１）植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲１００ｍ以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林を基準とする。

・ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹が存在しない森林
・高木性の樹種の天然稚樹の育成が期待できない森林
・面積の大きな針葉樹人工林であって、林床に木本類が見られないもののうち、気候、地形、土壌条件、周囲の森林の状況等により、皆伐後も木本類の侵入が期待できない森林（ただし、広葉樹林帯と接している林分等、林地や周囲の状況から天然更新が見込まれるところは除く）

（２）植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森林の区域	備　　考
該当なし。	

４　森林法第１０条の９第４項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第１０条の９第４項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準については、次のとおり定めることとする。

【森林法第１０条の９第４項】

『森林法第１０条の８第１項の規定に違反して届出書の提出をしないで立木を伐採した者が引き続き伐採をしたならば次の各号のいずれかに該当すると認められる場合又はその者が伐採後の造林をしておらず、かつ、引き続き伐採後の造林をしないとしたならば次の各号のいずれかに該当すると認められる場合において、伐採の中止をすること又は伐採後の造林をすることが当該各号に規定する事態の発生を防止するために必要かつ適当であると認めるときは、その者に対し、伐採の中止を命じ、又は当該伐採跡地につき、期間、方法及び樹種を定めて伐採後の造林をすべき旨を命ずることができる。

一　当該伐採跡地の周辺の地域における土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。

二　伐採前の森林が有していた水害の防止の機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがあること。

三　伐採前の森林が有していた水源の涵（かん）養の機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること。

四　当該伐採跡地の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあること。

（１）更新の対象樹種

ア　人工造林の場合　　１の（１）による

イ　天然更新の場合　　２の（１）による

（２）生育し得る最大の立木の本数

植栽によらなければ、適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における植栽本数を定めるにあたり、天然更新の対象樹種は伐採してから５年経過した時点で、生育し得る最大の立木の本数として想定される本数を１６，６７０本／ｈａとし、その本数に１０分の３を乗じた本数（５，０００本／ｈａ）以上の本数（ただし草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものに限る）を更新すべきこととする。

５　その他必要な事項

・木材等生産機能維持増進森林において推進すべき造林に関する事項

木材等生産機能維持増進森林においては、持続的・安定的な木材等の生産を図るため、自然条件や経営目的に応じて、多様な木材需要に応じた樹種及び径級に対応できるよう、適切な造林を推進し、森林の健全性を確保することとする。

・集落や主要幹線道路沿いの伐採跡地において推進すべき造林に関する事項

集落や主要な幹線道路沿いの急傾斜地等の伐採跡地において雪崩や落石等の被害が危惧される場合は、適切な造林により早期の成林回復に努めることとする。

第３　間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

１　間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐は森林の立木の生育促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図ることを及び地域における既往の間伐方法を勘案して間伐の回数、実施時期、間隔、間伐率等を下記のとおり定めることとする。

なお、間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法は本計画において間伐を行う際の規範として定めることとする。

ア　施業方法別の間伐の指針

間伐については材積に係る伐採率が３５％以下であり、かつ、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算しておおむね５年後において、その森林の樹冠疎密度が１０分の８以上に回復することが確実であると認められる範囲内で実施することとする。

【施業方法別の間伐の指針】

施業方法	標準的な間伐方法の指針
育成単層林	間伐時期は、林冠がうっ閉して立木間の競争が生じ始めた時期を開始時期とするとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう既往の間伐方法の成果なども勘案し、間伐時期及び間伐率（伐採率）を定めることとする。
育成複層林	適正な林分構造が維持されるよう、下層木の成長に必要な光環境を確保するため、適時適切な受光伐を繰り返し行うこととする。

イ　間伐実施時期及び方法の目安

【間伐実施時期及び方法の目安　植栽本数２，５００本／ｈａ】

樹種	施業体系	間伐を実施すべき標準的な林齢（年）								標準的な方法
		回数	初回	2 回目	3 回目	4 回目	5 回目	6 回目	7 回目	
スギ	育成単層林施業（小雪地帯）生産目標：中・大径材	時期	(14 年)	(17 年)	26 年	35 年	44 年	55 年※	－	生産目標、生産力及び気象条件等を考慮するとともに、林分密度管理図及び林分収穫予想表等によって適正な本数になるように実施する。
		率	６％	７％	８％	１７％	１８％	１５％	－	
	育成単層林施業（多雪・豪雪地帯）生産目標：中・大径材	時期	(14 年)	(17 年)	26 年	35 年	44 年	51 年※	－	
		率	６％	１１％	１５％	１５％	２０％	１８％	－	

注：この表は山形県スギ林分収穫予想表の内陸地域の地位３による。
※は標準伐期齢を超える生産目標の施業を実施する場合の間伐時期
（ ）書きは、除伐または、間伐で生育状況により実施するものとする。

【間伐実施時期及び方法の目安　植栽本数３，０００本／ｈａ】

樹種	施業体系	間伐を実施すべき標準的な林齢（年）								標準的な方法
		回数	初回	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	7回目	
スギ	育成単層林施業(小雪地帯) 生産目標： 中・大径材	時期	(14年)	(17年)	26年	35年	44年	55年※	－	生産目標、生産力及び気象条件等を考慮するとともに、林分密度管理図及び林分収穫予想表等によって適正な本数になるように実施する。
		率	６％	７％	８％	１７％	１８％	１５％	－	
	育成単層林施業(多雪・豪雪地帯) 生産目標： 中・大径材	時期	(14年)	(17年)	26年	35年	44年	51年※	－	
		率	６％	１１％	１５％	１５％	２０％	１８％	－	

注：この表は山形県スギ林分収穫予想表の内陸地域の地位３による。
※は標準伐期齢を超える生産目標の施業を実施する場合の間伐時期
（ ）書きは、除伐または、間伐で生育状況により実施するものとする。

２　保育の種類別の標準的な方法

保育は、森林の立木の生育の促進及び林分の健全化を図るため、次表に示す作業を標準とし、適切に実施するものとする。

保育の種類		樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数													
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13～19	20～30
雪起し	少雪	スギ			△	○	○	○	○	○	○	△				
	多雪 豪雪				△	○	○	○	○	○	○	△	△	△	△	
下刈			○	○	◎	◎	◎	○	○	○	△	△	△			
除伐															△	
枝打ち															△	△
つる切り															△	
根踏み				△												
林地肥培				△	△	△									△	△
鳥獣害防止対策			△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△

注　１．◎は年２回、○は年１回、△は必要に応じて行う。
２．少雪地帯は最深積雪深年平均値 100cm 未満の地帯、多雪・豪雪地帯は 100～400 cm 未満の地帯。
３．保育作業は必要がない場合は基準内であっても作業を打ち切り、必要な場合は基準をこえても作業を継続するものとする。

【保育の標準的な作業方法】

保育の種類	内　　容
雪起こし	幹の通直性を高めるとともに、林分の健全性と成林率の向上のため、消雪後直ちに行う。
下刈り	植栽樹種の成長を阻害する草本植物等を除去し、植栽樹種の健全な育成を図るために、局地的気象条件、植生の繁茂状況に応じて適切な時期に、適切な作業方法により行う。また、実施時期については、植栽樹種の生育状況、植生の種類及び植生高等により判断する。

つる切り	植栽樹種に巻き付いたつるを切除し、植栽樹種の健全な成長を図るため、つる類の繁茂状況に応じて下刈り、除伐時に併せて行う。
除伐	樹冠がうっ閉する前の森林において、植栽樹種の成長を阻害する侵入木（不用木）や形質不良な造林木（不良木）を除去し、植栽樹種の健全な成長を図るため、森林の状況に応じて適時適切に行う。この場合、急激な環境変化が生じないように配慮するため、植栽樹種外であっても、その生育状況や、公益的機能の発揮及び将来の利用価値を勘案し、有用なものは保存して育成する。
枝打ち	病害虫等の発生や、材の完満度を高め優良材を得るために、樹木の成長休止期（最適期は晩冬から成長開始直前の早春）にかけて行う。
林地肥培	施肥効果が確実な立地条件を具備する林地及び土壌の改良を必要とする林地を主体に行う。特に、生産力の低い地位Ⅲ等地では、初期成長の促進、保育作業効果の増大を目的として幼齢林施肥を行う。また成林後の幹の形質向上を目的として、必要に応じて枝打ち、間伐後に施肥を行う。
鳥獣害防止対策	野生鳥獣による樹木等への被害が見込まれる森林において、植栽樹種の成長を阻害する野生鳥獣を防除するため、施業と一体的に行う防護柵等の鳥獣害防護施設等の整備や捕獲等を行う。

３　その他必要な事項

ア　木材生産機能の維持増進を図る森林において推進すべき間伐及び保育に関する事項

木材等生産機能の維持増進を図る森林においては、森林の健全性を確保するため、自然条件や経営目的に応じ、適切な保育及び間伐を推進することとする。

イ　育成複層林施業等における間伐及び保育に関する事項

育成複層林施業における除伐及び間伐については、適正な林分構造が維持されるよう適時、適切に行うこととする。特に間伐については、下層木の成長が確保できる林内照度を保つため、適時公益的機能の維持に配慮しながら実施することとする。また、長伐期施業にあっても材木の過密化による林内相対照度の低下防止のため、公益的機能の維持を考慮しながら適時間伐を実施することとする。

ウ　搬出間伐に関する事項

搬出間伐については、列状間伐施業や施業団地の集約化を図りながら路網整備と効率的な高性能林業機械を組み合せた低コスト作業システムの導入に努めることとする。

第４　公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

１　公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法

置賜地域森林計画で定める公益的機能別施業森林等の整備に関する事項に基づき、森林の有する公益的機能の別に応じて当該公益的機能の維持増進を特に図るための森林の区域及び当該区域内における施業の方法について、下記のとおり定めることとする。

（１）水源の涵（かん）養の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア　区域の設定

水源かん養保安林、干害防備保安林、山形県水資源保全条例に定める水資源保全地域

等の水源涵(かん)養機能に関係する法令により指定されている区域や、ダム集水区域や水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、渓流等の周辺に存する森林、水源涵(かん)養機能の評価区分が高い森林など水源涵(かん)養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を、別表１に示すこととする。

イ　施業の方法

施業の方法としては、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図るために皆伐の面積は１か所当たり２０ｈａ以下、伐期齢の下限については標準伐期齢に１０年を加えた林齢を標準とし、その森林施業を「伐期の延長を推進すべき森林」とし、別表２に定めることとする。

森林の伐期齢の下限　　単位：年

区　域	樹　種					
	ス　ギ	マツ類	カラマツ	その他針葉樹	広　葉　樹	
					用　材	その他
別表２に示す区域	６０	５５	５０	６５	８５	４０

（２）土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵(かん)養機能維持増進森林以外の森林

ア　区域の設定

次の①～④の森林など、土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能、快適な環境形成機能又は保健文化機能の維持増進を図るための施業を推進すべき森林その他水源涵(かん)養機能維持増進機能以外の森林を、別表１に示すこととする。

①　土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林や砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害の恐れのある森林、山地災害防止機能／土壌保全機能の評価区分が高い森林等。

②　快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

飛砂防備、潮害防備、防風保安林、防雪保安林、防霧保安林、防火保安林や、市民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害・霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、快適環境形成機能の評価区分が高い森林。

③　保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの国民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、保健文化機能の評価区分が高い森林等

④　その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

該当なし

イ　施業の方法

施業の方法として、アの①に掲げる森林においては、地形・地質等の条件を考慮した上で、伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力を活用した施業を、アの②に掲げる森林においては、風や騒音等の防備や大気の浄化のための有効な森林の構成の維持を図るための施業を、アの③に掲げる森林においては、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業や美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進することとする。なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に地域独自の景観等が求められ、風致の優れた森林の維持又は造成を必要とする場合は特定の樹種の広葉樹を育成するものとする。

また、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができるよう、施業については、「択伐による複層林施業を推進すべき森林」、「複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）」又は主伐の時期を標準伐期齢のおおむね２倍以上とする「長伐期施業」を標準とし、森林の区域を別表２に示すこととする。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限　　単位：年

区　域	樹　種					
	ス　ギ	マツ類	カラマツ	その他針葉樹	広　葉　樹	
					用　材	その他
別表２に示す区域	１００	９０	８０	１１０	１５０	６０

２　木材の生産機能の維持増進を図るための施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

（１）区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然条件等から一体とし森林施業を行うことが適当と認められる森林について、必要に応じて木材等生産機能の維持増進を図る森林を別表１に定めることとする。また、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域のうち、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落からの距離が近い森林等を「特に効率的な施業が可能な森林」として、必要に応じて定めるものとする。

（２）施業の方法

施業の方法として、木材等林産物を持続的・安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、計画的な主伐と植栽による確実な更新に努め、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

また、将来にわたり育成単層林として維持する森林において皆伐する場合は植栽による更新を原則とする。

なお、特に効率的な施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として、皆伐後には植栽による更新を行う。

【別表１】

区　　分	森林の区域	面積 （ｈａ）
水源の涵(かん)養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	1 ﾛｰﾊ, 2, 3, 4 ｲｰﾎ, 5, 6, 7, 8 ｲｰﾎ, 9 ｲｰﾍ, 10 ｲｰﾆ, 11 ｲｰﾍ, 12 ｲｰﾁ, 13 ｲｰﾆ, 14 ｲｰﾁ, 15 ｲｰﾘ, 16, 17, 18, 19, 20, 21, 22, 23, 24, 25 ｲｰﾄ, 26 ｲｰｶ, 27 ｲｰﾁ, 28 ｲｰﾍ, 29 ｲｰﾄ 30 ｲｰﾁ, 31 ｲｰﾜ, 32-ｲｰｵ, 33 ｲｰﾘ, 34 ｲｰﾛ, 35 ｲｰﾎ, 36 ｲｰﾎ, 37 ｲｰﾎ, 38 ｲｰﾄ, 39 ｲｰﾎ, 40 ｲｰﾍ, 41 ｲｰﾊ, 42 ｲｰﾘ, 43 ｲｰｵ, 44 ｲｰﾙ, 45 ｲｰﾘ, 46 ｲｰﾊ, 47 ｲｰﾄ, 48 ｲｰﾄ, 49 ｲｰﾍ, 50 ｲｰﾘ, 51 ｲｰﾛ, 52 ｲｰﾍ, 53 ｲｰﾆ, 57 ｲｰﾄ, 58, 59, 60, 61, 62, 63 ｲｰﾊ, 66 ﾛ, 67 ﾛ, 68 ｲ, 69 ｲｰﾛ, 70 ｲｰﾄ, 71 ｲｰﾘ, 72 ｲｰﾎ, 66 ｲｰﾛ, 72 ﾜｰｶ, 73 ｲｰﾙ, 74 ｲｰﾎ, 75, 76, 77 ｲｰﾁ, 78 ｲｰﾙ, 79 ｲｰﾄ, 80, 81, 82, 83 ｲｰﾎ, 84, 85 ｲｰﾁ, 86 ｲｰﾍ, 87 ﾊｰﾍ, 88 ｲｰﾙ, 89 ｲｰﾎ, 90 ｲｰﾘ, 91, 94, 95	5,091.76
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	1 ｲ, 4 ｲｰﾎ, 6, 7, 8 ﾊｰﾆ, 10 ｲｰﾆ, 13 ﾆ, 14 ｲ･ﾆ･ﾎ･ﾍ･ﾄ･ﾁ, 15 ｲｰﾎ, 16, 17, 18, 19, 20, 21, 22, 23, 24 ﾆｰﾄ, 26 ｲ, 27 ﾛ･ﾊ･ﾄ, 28 ﾛ･ﾍ, 29 ﾊｰﾄ, 30 ｲｰﾎ, 31 ﾊｰﾇ, 32 ｲｰﾎ, 33 ﾊｰﾘ, 34 ｲ･ﾛ, 35 ﾆ･ﾎ, 36 ｲｰﾎ, 37 ｲｰﾎ, 38 ｲｰﾍ, 39 ｲｰﾎ, 40 ｲｰﾍ, 41 ｲｰﾊ, 42 ﾛｰﾁ, 43 ﾊｰﾙ, 44 ﾛ･ﾊ･ﾆ･ﾎ･ﾍ･ﾄ･ﾘ･ﾇ･ﾙ, 46 ｲｰﾊ, 47 ﾍ･ﾄ, 48 ﾊｰﾄ, 49 ﾛｰﾍ, 50 ﾍ･ﾄ, 51 ｲ･ﾛ, 52 ｲｰﾍ, 53 ｲｰﾆ, 54 ﾊ, 55 ﾛ･ﾎ, 56 ｲ, 57 ｲ･ﾄ, 60, 63 ｲ, 64 ﾛ･ﾊ･ﾆ, 65 ﾊ, 66 ﾆ. 67 ｲ, 69 ｲ･ﾛ, 70 ｲｰﾄ, 71 ﾛ･ﾊ, 73 ﾍ, 74 ﾛ, 78 ﾘ, 79 ｲ･ﾛ, 83 ｲ, 85 ﾛ, 86 ﾆ･ﾍ. 87 ﾎ, 87 ﾄ, 88 ｲ･ﾍ･ﾇ･ﾙ, 89 ｲｰﾎ, 90 ｲｰﾄ, 93 ﾍ･ﾁ	2,636.73
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	0
保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	7, 8 ｲ, 9 ｲ･ﾊ･ﾆ･ﾎ･ﾍ, 10 ｲｰﾆ, 12 ﾛｰﾁ, 13 ｲ･ﾛ･ﾊ, 14 ﾛｰﾍ, 41 ﾆｰﾍ, 50 ﾍ･ﾄ, 52 ｲｰﾆ, 53 ｲ, 77 ﾄ･ﾁ, 79 ｲ･ﾛ･ﾊ, 102 ﾍ･ﾄ･ﾁ	439.89
その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	0

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	4 ﾛｰﾎ, 8 ﾊ･ﾎ, 9 ﾛ･ﾊ, 10 ｲ, 11 ｲ･ﾊｰﾍ, 12 ｲｰﾍ･ﾁ, 13 ｲ･ﾛ･ﾊ, 14 ｲ, 15 ｲｰﾘ, 25 ﾊｰﾄ, 26 ｲ･ﾁｰｵ, 29 ﾛｰﾄ, 30 ｲｰﾍ, 31 ｲｰﾜ, 32 ｲ･ﾛ･ﾍ･ﾄ･ﾁ･ﾘ･ﾇ･ｵ, 33 ﾊｰﾄ, 34 ｲ, 35 ﾊ･ﾆ･ﾎ, 42 ｲ･ﾄ･ﾁ･ﾘ, 43 ｲ･ﾛ･ﾊ･ﾘ･ﾙ･ｵ, 49 ｲ, 50 ｲｰﾘ, 51 ｲ･ﾛ, 52 ｲｰﾎ, 53 ｲ･ﾛ, 54 ｲ･ﾛ, 56 ﾛ･ﾊ, 57 ｲｰﾄ, 58, 59, 60, 61, 62, 63 ｲ･ﾛ･ﾊ, 69 ｲ･ﾛ, 70 ｲｰﾄ, 71 ﾛ･ﾊ 76, 77 ｲｰﾍ, 78 ﾆｰﾘ, 79 ｲｰﾄ, 80, 81, 82, 83 ｲｰﾎ, 85 ｲｰﾁ, 86 ｲｰﾍ, 87 ｲ･ﾛ･ﾎ, 88 ｲｰﾙ, 89 ｲｰﾎ, 90 ｲｰﾘ, 91, 94	2, 276. 15
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林	該当なし	

【別表２】

施業の方法	森林の区域	面積（ｈａ）
伐期の延長を推進すべき森林	1 ﾛｰﾊ, 2, 3, 4 ﾎ, 5, 8 ｲｰﾛ、ﾎ, 9, 11, 12, 13 ｲｰﾊ, 14 ｲｰﾊ、ﾁ, 15 ﾍｰﾘ, 24, 25 ｲｰﾊ, 26 ﾛｰｶ, 27 ｲ、ﾆｰﾍ、ﾁ, 28 ｲ、ﾊｰﾎ, 29 ｲｰﾛ, 30 ﾍｰﾁ, 31 ｲｰﾛ、ﾙｰﾜ, 32 ﾍｰｵ, 33 ｲｰﾛ, 35 ｲｰﾊ, 38 ﾄ, 42 ｲ、ﾛ、ﾍ、ﾘ, 43 ｲ、ﾛ、ﾘ、ﾙ、ｵ, 44 ｲ、ﾛ、ﾁ、ﾘ、ﾇ、ﾙ, 45, 46 ｲ, 47 ｲｰﾎ、ﾍ, 48 ｲｰﾛ, 49 ｲ, 50 ｲｰﾍ、ﾄｰﾘ, 57 ｲｰﾄ, 58, 59, 61, 62, 63 ﾛｰﾊ, 66 ｲ、ﾛ, 67 ﾛ, 68 ｲ, 71 ｲ、ﾆｰﾘ, 72 ｲｰﾎ、ﾜｰｶ, 73 ｲｰﾎ、ﾄｰﾙ, 74 ｲ、ﾛｰﾎ, 75, 76, 77, 78 ｲｰﾙ, 79 ｲｰﾄ, 80, 81, 82, 83 ﾛｰﾎ, 84, 85 ｲｰﾁ, 86 ｲｰﾊ、ﾎ, 87 ﾊｰﾆ、ﾍ, 88 ｲｰﾎ、ﾍ、ﾄｰﾘ, 90 ﾁｰﾘ, 94, 95	2, 501. 48
長伐期施業を推進すべき森林	1 ｲ, 4 ｲｰﾆ, 6, 7, 8 ﾊｰﾆ, 10, 13 ﾆ, 14 ｲ、ﾆｰﾄ、ﾁ, 15 ｲｰﾎ, 16, 17, 18, 19, 20, 21, 22, 23, 25 ﾆｰﾄ, 26 ｲ, 27 ﾛ、ﾊ、ﾄ, 28 ﾛ、ﾍ, 29 ﾊｰﾄ, 30 ｲｰﾎ, 31 ﾊｰﾘ, 32 ｲｰﾎ, 33 ﾊｰﾘ, 34 ｲ、ﾛ, 35 ﾆ、ﾎ, 36 ｲｰﾎ, 37 ｲｰﾎ, 38 ｲｰﾍ, 39 ｲｰﾎ, 40 ｲｰﾊ, 41 ｲｰﾍ, 42 ﾛｰﾁ, 43 ﾊｰﾙ, 44 ﾛｰﾙ, 46 ｲｰﾊ, 47 ﾍｰﾄ, 48 ﾊｰﾄ, 49 ﾛｰﾍ, 51 ｲｰﾛ, 52 ﾆｰﾍ, 53 ｲｰﾆ, 54 ﾊ, 55 ﾛｰﾎ, 56 ｲ, 57 ｲ、ﾄ, 60, 63 ｲ, 64 ﾛ、ﾊ, 65 ﾊ, 66 ﾆ, 67 ｲ, 69 ｲ、ﾛ, 70 ｲｰﾄ, 71 ﾛ、ﾊ, 73 ﾍ, 74 ﾛ, 77 ﾄｰﾁ, 78 ﾘ, 79 ｲｰﾊ, 83 ｲ, 86 ﾆ、ﾍ, 87 ﾎ、ﾄ, 88 ｲ、ﾍ、ﾇｰﾙ, 89 ｲｰﾎ, 90 ｲｰﾄ, 91, 93 ﾍ、ﾁ ※上記には山形県林業公社造林地及び森林総合研究所造林地を含む	2, 591. 18

複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）	41ニ~ヘ	10.53
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	50ヘ、ト, 52イ~ニ, 53イ, 85ロ, 89イ	36.25
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		該当なし	0

３　その他必要な事項

（１）施業実施協定の締結の促進方法

森林法第１０条の１１第２項に規定する施業実施協定の促進については、特定非営利活動法人等の活動状況等を勘案して指導や助言を行うこととする。

（２）その他　該当なし。

第５　委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

１　森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

本市では所有面積の少ない森林所有者が大部分を占めるため、森林経営に意欲ある森林所有者、森林組合など森林施業の集約化を取り組む者への森林経営の受委託の促進を進め、路網整備や間伐を一括して行う施業コスト化と木材の安定供給を図りながら、森林経営規模の拡大を促進していくこととする。

２　森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林の経営の受委託等を担う森林組合や林業事業体への施業等の集約化を図るため、森林組合等による施業の長期委託を促進するものとする。その際、本市では、長期的な施業受委託が円滑に進むよう、森林の土地所有届出制度の運用や固定資産課税台帳情報の適切な利用を通じて、得られた情報を林地台帳に反映するなどして、森林所有者情報の精度向上を図るとともに、その情報提供を促進する。あわせて、航空レーザ測量等により整備した森林資源情報の公開を促進し、不在村森林所有者を含めた森林所有者への働きかけや施業の集約化に取り組む者に対する長期の施業の受委託等に必要な情報の提供や助言、斡旋を支援し、森林組合等、森林所有者、森林管理署、市等との協議による合意形成や、森林組合による施業方法やコストを明示する提案型施業の普及及び定着の促進、面的にまとまった共有林での施業の促進や経営意欲の低下した森林所有者等の森林について森林組合等による森林の保有・経営の円滑化を図ることとする。

３　森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

意欲ある林業事業体への施業等の集約化を図るため、長期の施業の受委託に当たっては、造林、保育並びに伐採に必要な育成権限や伐採した木竹の処分権限、森林の保護や作業路網の整備等に関する権限を明確にすることに留意し契約を締結するものとする。

４　森林経営管理制度の活用の促進に関する方針

森林の経営管理（自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。以下に同じ。）を森林所有者自らが実行できない場合には、市が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については市が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を促進するものとする。

５　その他必要な事項

森林法の一部を改正する法律（平成２３年法律第２０号）による新たに森林の土地の所有者となった場合の市町村の長への事後届出制度の実施等により、市が保育する森林所有者等の情報の利用等の規定とあわせて、森林所有者の把握を適切に行っていくものとする。

第６　森林施業の共同化の促進に関する事項

１　森林施業の共同化の促進に関する方針

本市における林業経営体の経営は極めて零細で、森林施業に対する意識は低いため、統一された生産目標もなく、施業の方法・技術に差異があり、施業地が小規模で分散化していることから作業の非効率的が生じ、適正な森林施業が実施されていない状態にある。また、森林組合及び生産森林組合をはじめとする林業事業体も、林業を取り巻く情勢が大変厳しいため、経営は逼迫している状態にある。

これらの事情を踏まえ、森林組合が中心となり、市、県、森林管理署、林業事業体らと連携を行い広域的な情報交換、地域単位の共同化をすすめ、森林施業の共同実施及び作業路網の維持管理等を内容とする施業実施協定の締結を促進することとする。

２　施業実施協定の締結及びその他森林施業の共同化の促進方策

森林施業を計画的、合理的に推進していくために、森林の境界明確化や施業実施協定の締結を促進し、高密作業路網の早期かつ計画的な整備、造林、保育及び間伐等の森林施業を森林組合への委託等により行い、計画的かつ効率的な森林施業を推進するものとする。特に森林施業に消極的な森林所有者や不在村森林所有者等については森林組合等と連携し、森林整備への積極的な参加を促す。

３　共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林所有者等が共同して森林施業を実施する場合には、下記に留意して施業を実施するものとする。

ア　共同して森林施業を実施しようとする者（以下「共同施業実施者」という。）は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にしておくこと。

イ　共同施業実施者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担または相互提供、林業事業体等への共同による施業委託、種苗その他の共同購入等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にしておくこと。

ウ　共同施業実施者の一がアまたはイにより明確にした事項を遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同化の実効性が損なわれることのないよう、あらかじめ、施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にしておくこと。

４　その他必要な事項
該当なし

第７　作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

１　効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項
林道や林業専用道、森林作業道等、車両や林業機械が走行する路網について、効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網を整備し、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで、効率的な作業システムを構築していくこととする。

【路網整備の基本的な考え方】

区分	内容	備考
林道	一般車両及び林業用車両の走行を想定	路網と高性能林業機械を組み合せた低コストで効率的な作業システムに対応したものとする
林業専用道	１０ｔ積トラック等の林業用車両の走行を想定	
森林作業道	フォワーダ等の集・運材作業車両の走行を想定	

【路網密度の目標】

区分	作業システム	路網密度（ｍ／ｈａ）	
		基幹路網	細部路網
緩傾斜地（0°～25°）	車両系作業システム	３５以上	６５以上
中傾斜地（25°～30°）	車両系作業システム	２５以上	５０以上
	架線系作業システム	２５以上	０以上
急傾斜地（30°～35°）	車両系作業システム	１５以上	４５以上
	架線系作業システム	１５以上	０以上
急峻地（35°～　）	架線系作業システム	５以上	０以上

参考：山形県森林作業道作設指針（Ｈ２３．３．２４制定）
注１：「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フォワーダ等を活用するものとする。
注２：「架線系作業システム」とは、林内に仮設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤーダ等を活用するものとする。
注３：なお、路網密度の水準については、木材搬出予定箇所に適用し、尾根・渓流・天然林等の除地には適用しない。

２　路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

【路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）】

路網整備等推進区域	面積（ｈａ）	開設予定路線	開設予定延長（m）	対図番号	備考
該当なし					

3　作業路網の整備に関する事項

（1）　基幹路網に関する事項

ア　基幹路網の作設に係る留意点

安全の確保・土壌の保全等を図るため適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から林道規程（昭和 48 年 4 月 1 日付け 48 林野道第 107 号林野庁長官通知）、又は林業専用道作設指針（平成 22 年 9 月 24 日付け 22 林整整第 602 号林野庁長官通知）を基本として、山形県が定める林業専用道作設指針及び運用細則に則り開設することとする。

イ　基幹路網の整備計画

基幹路網の開設・拡張に関する計画については下表のとおりとし、参考資料の概要図に図示することとする。

開設／拡張	種類	区分	位置	路線名	延長（ｋｍ）及び箇所数	利用区域面積（ｈａ）	うち前半5ヶ年	対図番号
拡張	自動車道(改良)		五十川	置賜東部	6.9 ２箇所	918	○	①

ウ　基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 林整整第 885 号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成 8 年 5 月 16 日付け 8 林野基第 158 号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理することとする。

（2）細部路網に関する事項

ア　細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から森林作業道作設指針（平成 22 年 11 月 17 日付け 22 林整整第 656 号林野庁長官通知）を基本として、山形県森林作業道作設指針に則り開設することとする。

なお、森林作業道の開設に当たっては林道、林業専用道との適切な組み合わせ、並びに森林施業との連携を図ることとする。

イ　細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針等に基づき、管理者を定め、台帳を作成し、作業道が継続的に利用できるよう適切に管理することとする。

4　その他必要な事項

民有林と国有林が隣接している地域などについては、民有林・国有林間で連絡調整を図りつつ、効率的な路網整備を進めていくこととする。

第８　その他必要な事項

１　林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

林業に従事する者の養成及び確保については、就業相談会の開催、就業体験等の実施及び技能・技術習得のための計画的な研修の実施等による林業就業者のキャリア形成支援を促進するとともに、地域の実態に応じた林業への新規参入・起業など林業従事者の裾野の拡大、女性等の活躍・定着、外国人材への適正な受入れ等に取り組む。また、林業従事者の通年雇用化、社会保険の加入促進等により、他産業並みの所得水準の確保に向けて取り組み、労働環境の改善を図るものとする。これらと合わせ、森林組合等の事業連携等や林業経営体の法人化・協業化等の促進を通じた経営基盤及び経営力の強化等により、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体を育成するとともに、その支援体制の整備に努めるものとする。

２　森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

本市の森林資源の状況をみると、民有人工林に占める４５年生以下の保育を必要とする森林の割合が４６．５％を占めているが、零細な小規模林家が大部分を占めているため、林業の機械化はほとんど進んでいない。また、路網の整備も細部まで行き渡っていないことから、森林資源が有効に活用されていないのが現状である。

本市では、生産コストの削減や生産性の向上といった森林施業の効率化及び就労条件の改善を図るために、林道等の作業路網計画を考慮しながら高性能林業機械の導入を促進することとする。

なお、高性能林業機械の導入にあたっては、共同体としての導入や補助や融資制度の活用を図っていくこととする。

高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標

区 分		現状（参考）	将 来
伐　倒 造　材	最上川流域 （緩斜地）	チェーンソー．集材機． 林内作業車	チェーンソー プロセッサ フォワーダ
集　積	最上川流域 （傾斜地）	チェーンー．集材機	チェーンソー フォワーダ 小型タワーヤーダ プロセッサ
造林 保育 等	地拵	人力．刈払機．チェーンソー	人力．刈払機． チェーンソー
	植栽	人力	人力
	下刈り	人力．刈払機	人力．刈払機
	除伐	人力．刈払機．チェーンソー	人力．刈払機． チェーンソー
	枝打ち	人力	人力．自動枝打機

３　林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

本市に製材工場は２工場あるが、平均的な規模が３００㎥と小規模な個人経営であるため、今後は、生産の共同化を目指しながら、生産施設の近代化による規模拡大に努めていくこととする。また、国内市場で最初に木材の譲受け等をする木材関連事業者の取り扱う全ての木材が合法性確認木材となるよう、令和５年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 48 号）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取り組みを着実に進める。

○　林産物の生産（特用林産物）．流通．加工販売施設の整備計画

施設の種類	現状（参考）			計画		
	位置	規模	対図番号	位置	規模	対図番号
ケン玉加工施設	寺泉	１００	△1	施設の推移をみながら、適正な施設の設置を検討していく。		
製材工場	白兎	２００	△2			
	五十川	３００	△3			

※位置は長井市森林整備計画概要図［その１］に示す。

Ⅲ　森林の保護に関する事項

第１　鳥獣害の防止に関する事項

１　鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

野生鳥獣による森林の被害状況等に応じ、当該鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法について定めることとする。

（１）区域の設定

該当なし。

（２）鳥獣害の防止の方法

該当なし。

２　その他必要な事項

該当なし。

第２　森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

１　森林病害虫等の駆除及び予防の方法

（１）森林病害虫等の駆除及び予防の方針及び方法

ア　松くい虫被害対策の方針

松くい虫被害対策については、関係機関と連携を図りながら、地区保全森林（葉山森林公園、三吉公園、古代の丘、八ヶ森公園、ホーキ松公園）に重点を置いた防除対策を推進することとする。

また、地域の自主的な防除活動の推進を図るとともに、被害状況等に応じ、被害跡地の復旧及び抵抗性を有するマツまたは他の樹種への計画的な転換の推進を図るものとする。

（ア）松林区分に応じた効果的な被害対策の実施

①高度公益機能森林（知事指定）　　該当なし

保安林及びその他公益的機能が高く松以外の樹種ではその機能を維持できない松林において、特別伐倒駆除、伐倒駆除、補完伐倒駆除及び地上散布等の防除を徹底するものとする。

②被害拡大防止森林（知事指定）　　該当なし

高度公益機能森林への著しい被害の拡大を防止するため、計画的な樹種転換を推進し感染源の除去を図るとともに、樹種転換が完了するまでの間、伐倒駆除等の対策を徹底するものとする。

③地区保全林（市長指定）　　アに記載した地区森林公園

松林としての機能を確保しつつ、高度公益機能森林への被害拡大を防止することが可能な松林において、高度公益機能森林に準じた防除を徹底するものとする。

④地区被害拡大防止森林（市長指定）　　該当なし

地区保全森林への被害の拡大を防止するため、計画的な樹種転換を推進し感染源の除去を図るとともに、樹種転換が完了するまでの間、被害拡大防止森林に準じた対策を徹底するものとする。

（イ）松林の健全化

保全すべき松林において、被害の状況等を勘案した森林施業を実施し、健全な松林の育成、松林の機能維持を図るものとする。

（ウ）樹種転換の実施

被害の甚大な松林及び標準伐期齢を超える松林について、保全すべき松林への被害の飛び込みを防止するため、植生の遷移も考慮しつつ、広葉樹等への移行を図ることが適当な松林については、積極的にその移行を促進するものとする。

（エ）松くい虫被害材の利用促進

森林組合、素材生産業者及びその他の事業者と連携し、松林の被害状況、伐採の動向、松材等の流通加工に関し適宜適切な情報交換を図りながら、松くい虫被害材の利用を促進するものとする。

イ　ナラ枯れ被害対策の方針

関係機関とともに、被害監視から防除実行まで、連携を図りながら、新たな技術の導入も含め、被害の状況等に応じた適切な防除対策を実施するものとする。

特に、景勝地や森林公園など守る必要のある重要なナラ林（特定ナラ林）に重点を置いた防除対策を推進し、特定ナラ林の継続的な保全を図るものとする。

ウ　その他

市、森林組合、森林所有者間での情報共有により森林の実態を適確に把握することで、森林病害虫等による被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除に努めることとする。

２　鳥獣害対策の方法（第１に掲げる事項を除く。）

鳥獣害防止森林区域外の野生鳥獣による森林被害対策については、鳥獣保護管理施策や農業被害対策との連携を図りつつ、森林被害のモニタリングの推進やその結果を踏まえた防護柵の設置等、広域的な防除活動を実施するとともに、野生鳥獣との共存

にも配慮した森林の整備及び保全を図るものとする。

３　林野火災の予防の方法

ア　森林の巡視に関する事項

山火事等の森林被害を未然に防止するため、のぼり旗の設置、森林巡視、山火事警備等を適時適切に実施するものとする。

イ　森林の保護及び管理のための施設に関する事項

山火事等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図るとともに、防止線、防火樹帯等の整備を推進するものとする。

４　森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

ア　１団地における１回の火入れの許可の対象面積は、２ｈａ以内とする

イ　火入れに当たっては、面積に応じ、下記のとおり従事者を配置する

・0.5ｈａまでは10人以上

・0.5ｈａを超える場合は、超える面積0.5ｈａにつき５人を上記に加える

ウ　火入れを行う際には携帯無線、自動車等を設置し、市長及び消防長に連絡できる体制を確保しておかなければならない

※その他「長井市森林等の火入れに関する条例」（昭和59年6月20日 長井市条例第17号）に基づき実施するものとする。

５　その他必要な事項

（１）病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

該当なし。

※　病虫害のまん延のため緊急に伐倒駆除する必要が生じた場合等については、ここに定める森林以外の森林であっても、伐採の促進に関する指導等を行うことがある。

（２）その他

該当なし。

Ⅳ　森林の保健機能の増進に関する事項

保健機能森林の区域

該当なし。

Ⅴ　その他森林の整備のために必要な事項

１　森林経営計画の作成に関する事項

（１）森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画の作成に当たり、次に掲げる事項に留意するものとする。

ア　Ⅱの第２の３の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後植栽

イ　Ⅱの第４の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

ウ　Ⅱの第５の３の森林の施業又は経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びⅡの第６の３の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ　Ⅲの森林の保護に関する事項

（２）森林法施行規則第３３条第１号ロの規定に基づく区域

区域名	林　班	区域面積（ｈａ）
平野	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 19, 20, 21, 22, 23	1,889.32
西根	24, 25, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 32, 33, 34, 35, 36, 37, 38, 39, 40, 41, 42, 43, 44, 45, 46, 47, 48, 49, 50, 51, 52, 53	1,608.12
東山	54, 55, 56, 57, 58, 59, 60, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 68, 69, 70, 71, 72, 73, 74, 75, 76, 77, 78, 79, 80, 81, 82, 83, 84, 85, 86, 87, 88, 89, 90, 91, 92, 93, 94, 95, 96, 97, 98, 99, 100, 101, 102, 103	2,215.94

※区域については長井市森林整備計画概要図［その３］に図示

２　生活環境の整備に関する事項

生活環境施設の整備計画

該当なし。

３　森林整備を通じた地域振興に関する事項

本市においても例外なく少子高齢化が進み年々人口減少の一途をたどり、林業を取り巻く厳しい環境と木材価格の低迷、従業者の高齢化や後継者不足と、林業経営に関して明るい話題が少ない中、定年を迎えた人々が自然の中に人間性の回復や心豊かな自然の中での老後の生活を求めて移住したり、農業、林業の作業などを通じての都市交流も年々増加してきている。こういった田舎暮らし、Ｉターン、農林業の体験などを起爆剤に、年間を通じて作業体験のできる宿泊施設の確保やシステムの確立などまだまだ課題は残るが、夢と希望のある林業を目指し地域が活性化する施策を推進することとする。

４　森林の総合利用の推進に関する事項

森林の総合利用施設の整備計画

該当なし。

５　住民参加による森林の整備に関する事項

（１）地域住民参加による取組に関する事項

不伐の森や２１世紀不伐の森ならびに各地域の森林公園において、地域住民やボランティア参加による森林整備活動を行うことで、地域と協働した森づくりを推進していくこととする。

（２）上下流連携による取組に関する事項

水資源の確保や災害の防止のための森林整備の重要性について、長井市民だけでなく近隣の市町村の理解と協力を得るとともに、情報の共有を図りながら、連携して森林及び水源地の整備を進めていくこととする。

（３）その他
該当なし。

６　その他必要な事項
（１）保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法
保安林その他法令により施業について制限を受けている森林においては当該制限に従って施業を実施するものとする。

（２）市有林の整備
市民の財産である森林について、他の森林同様公益的機能の発揮に貢献すべく市行造林事業を中心に保育、維持管理を行い計画的に森林整備を推進し、地域における森林施業の模範となるような森林づくりを目指すこととする。

（３）森林の土地の保全に関する事項
太陽光発電施設などの大規模な施設を設置する場合においては、雨水の浸透能や流出量、景観等に及ぼす影響が大きいことから、許可が必要とされる面積規模の引下げや、適切な防災施設の設置、森林の適正な配置などに改正された開発行為の許可基準の適正な運用を行うとともに、地域住民の理解に配慮することとする。
加えて、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）に基づき、都道府県知事等が指定する規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守させるなど、制度を厳密に運用することとする。

(附)参考資料

(附)参考資料

１．人口及び就業構造

（１）年齢層別人口動態

		総　　計			0～14歳			15～29歳		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女
実数（人）	H17年	30,929	14,966	15,963	4,279	2,164	2,115	4,333	2,266	2,067
	H22年	29,437	14,211	15,262	3,788	1,918	1,870	3,749	1,929	1,820
	H27年	27,757	13,360	14,397	3,311	1,669	1,642	3,281	1,698	1,583
構成比（%）	H17年	100.0	48.4	51.6	13.8	7.0	6.8	14.0	7.3	6.7
	H22年	100.0	48.3	51.7	12.9	6.5	6.4	12.7	6.5	6.2
	H27年	100.0	48.1	51.9	11.9	6.0	5.9	11.8	6.1	5.7

30～44歳			45～64歳			65歳～		
計	男	女	計	男	女	計	男	女
5,225	2,679	2,546	8,626	4,403	4,223	8,466	3,454	5,012
4,847	2,514	2,333	8,304	4,213	4,091	8,765	3,620	5,145
4,533	2,394	2,139	7,471	3,722	3,749	9,161	3,877	5,284
16.9	8.7	8.2	27.9	14.2	13.7	27.4	11.2	16.2
16.5	8.6	7.9	28.2	14.3	13.9	29.8	12.3	17.5
16.3	8.6	7.7	26.9	13.4	13.5	33.1	14.0	19.1

資料は国勢調査による。

（２）産業部門別就業者数等

		総数	第1次産業				第2次産業	第3次産業	分類不能
			農業	林業	漁業	小計			
実数（人）	H17年	15,889	1,444	6	1	1,451	6,425	7,983	30
	H22年	14,605	1,141	8	8	1,451	5,780	7,648	20
	H27年	13,919	997	6	4	1,007	5,215	7,384	313
構成比（%）	H17年	100.0	9.0	0.1	0.1	9.2	40.4	50.2	0.2
	H22年	100.0	7.8	0.1	0.1	8.0	39.6	52.3	0.1
	H27年	100.0	7.2	0.0	0.0	7.2	37.5	53.1	2.2

資料は国勢調査による。

２．土地利用

単位:100ha

	年次	総土地面積	耕地面積				草地面積	林野面積			その他
			計	田	畑	樹園地		計	森林	原野	
実数（人）	H12年	21,469	3,400	2,970	317	113	20	13,768	13,711	57	4,281
	H17年	21,469	3,304	2,920	286	98	20	13,658	13,651	7	4,487
	H27年	21,469	2,967	2,772	154	41	5	14,654	13,651	7	4,487
構成比（%）	H12年	100.0	15.0	13.0	1.0	1.0	0	64.0	63.0	0	19.0
	H17年	100.0	15.0	13.0	1.0	1.0	0	63.0	63.0	0	20.0
	H27年	100.0	15.0	13.0	1.0	1.0	0	63.0	63.0	0	20.0

資料は、平成12年・平成17年農林業センサス、平成27年は山形県林業統計による。

３．森林転用面積

単位：ha

年次	総数	工場・事業場用地	住宅・別荘用地	ゴルフ場・レジャー用地	農用地	公共用地	その他
H22年	0						
H27年	0						
R 2年	0						

４．森林資源の現況等

（１）保有形態別森林面積　　単位：ha

保有形態		総面積		立木地			人工林率
		面積（A）	比率	計	人工林（B）	天然林	（B／A）
総数		14,645	100.0	13,328	1,936	11,392	13 %
国有林		8,923	61.0	7,837	299	7,538	3 %
公有林	計	271	1.8	265	187	78	69 %
	県有林	15	0.1	11	0	11	0 %
	市有林	254	1.7	252	187	65	74 %
	財産区有林	2	0	2	0	2	0 %
私有林		5,451	37.2	5,224	1,449	3,775	27 %

資料　国有林は森林管理局資料、公有林・私有林については地域森林計画による。

（注）１．国有林は官行造林地、県有林には県行造林地等を含む。

２．市有林には、学校林を含む。

３．私有林には、社寺有林、組合有林、造林公社造林地、入会林野を含む。

（２）在市者・不在市者別私有林面積　　単位：ha

	年次	私有林合計	在市者面積	不在市者面積		
				計	県内	県外
実　数（ha）	H22	4,975	3,782	1,193	1,078	115
	H27	－	－	－	－	－
	R 2	5,295	3,907	1,388	1,262	126
構成比（%）	H22	100	76.0	24.0	21.7	2.3
	H27	－	－	－	－	－
	R 2	100	73.8	26.2	23.8	2.4

資料は林地台帳による。

（３）民有林の齢級別面積　　単位：ha

		総数	齢級										
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11～
民有林		5,518	0	89	0	22	107	118	141	235	99	153	4,541
人工林計		1,648	0	0	0	20	87	105	126	224	99	106	881
樹種別面積	スギ	1,392	0	0	0	20	86	103	126	205	84	91	677
	ｶﾗﾏﾂ	55	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	53
	ｱｶ･ｸﾛﾏﾂ	201	0	0	0	0	0	1		19	15	15	151
	ﾏﾂ(天)	278	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	275
	その他	3,592	0	89	0	2	20	16	13	15	5	47	3,385
天然林計		3,870	0	89	0	2	20	16	16	15	5	47	3,660

資料は地域森林計画による。

（４）保有山林面積規模別林家数

面積規模	林家数				
～3ha	1	10～20ha	4	50～100ha	0
3～5 ha	5	20～30ha	1	100～500ha	3
5～10 ha	4	30～50ha	2	500ha 以上	0
				総数	20

資料は2020年農林業センサスによる。

（５）作業路網の現況

ア．基幹路網の現況

区分	路線数	延長（km）	備考
基幹路網	24	41.11	
うち林業専用道	0	0	

イ．細部路網の現況

区分	路線数	延長（km）	備考
森林作業道	1	0.52	

５．市町村における林業の位置付け

（１）産業別総生産額　　単位:百万円

総生産額(A)			95,839
内訳	第1次産業		2,675
		うち林業(B)	29
	第2次産業		30,336
		うち木材･木製品製造業(C)	0
	第3次産業		62,438
B＋C／A			0.00

資料は令和元年山形県統計年鑑(令和3年3月刊行)による。

（２）製造業の事業所数、従業者数、現金給与総額

	事業所数	従業者数	現金給与総額(万円)
全製造業(A)	102	3,312	1,243,539
うち木材・木製品製造業(B)	0	0	0
B／A	0	0	0

資料は工業統計表の「市町村編」による。

(注) １．製造業には、林業を含まれない。

２．木材・木製品製造業の定義は、「産業分類」（総務省）によるものであり、製材業、合板製造業等が含まれる。

６．林業関係の就業状況

区分	組合・事業者数	就業者数	備考（名称）
森林組合	1	4	西置賜ふるさと森林組合
生産森林組合	4	－	草岡、五十川、成田、川原沢
素材生産業・製材業	1	2	
森林管理署	0	0	

７．林業機械等設置状況

単位：台

区分	総数	公有林	森林組合	会社	個人	その他	備考
集材機	2			2			
モノケーブル							
リモコンウインチ							
自走式搬器							
運材車							
ホイールトラクタ							
動力枝打機							
トラック	4		2	2			
グラップルクレーン	1		1				
計							
フェラーバンチャ							
スキッダ							
プロセッサ、グラップルソー	2		2				
ハーベスター							
フォワーダ	2		2				
タワーヤーダ							

８．林産物の生産概況

種類	素 材	チップ	苗木	しいたけ（kg）		まいたけ（kg）
				生	乾	
生産量	370 m^3	－	3,550 本	158	－	14,456
生産額(百万円)	3.3	－	0.8	0.2	－	0.9

（注）令和２年度の生産量及び生産額。